

都市ガス「ちょいトク1」供給条件における重要事項

販売事業者について

販売事業者（ガス小売事業者）

会社名	河原実業株式会社
代表取締役	河原 勇司
住所	東京都足立区青井一丁目13番12号
電話番号	03-3849-4412（代表）
ホームページ	https://www.kawahara-jitsugyou.com
小売登録番号	A0017

販売する商品等に関するお問い合わせ窓口

お問い合わせ先	河原実業株式会社 都市ガスお問い合わせ総合窓口
電話番号	03-3849-4412
受付時間	平日 9:00～17:00

お客様が河原実業株式会社（以下「当社」といいます。）にガスの供給および使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）のお申込みをしていただくにあたり、お客様に説明しご理解と承諾をしていただく主要な供給条件は以下となります。

なお、ガス小売供給契約の詳細はガス小売供給約款および料金プランならびに付帯メニュー（以下「ガス小売供給約款等」といいます。）に定めております。

ガス小売供給約款等は、営業所の窓口のほか、当社ホームページでも確認いただけます。ホームページ URL: <https://www.kawahara-jitsugyou.com>

1. ガス小売供給契約のお申込みと契約の成立

- （1）お客様は申込書および供給条件における重要事項、ならびにガス小売供給約款等に同意のうえ、インターネットまたは当社指定の申込書により、お申込みいただきます。
- （2）ガスの小売供給及び使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）は、当社がガス使用のお申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も同様といたします。
- （3）お客様の需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に定める事項を遵守していただきます。

2. お申込みに伴う不利益事項

契約先を、他社から当社へ変更するにあたり、下記のような不利益が発生することがございますのでご注意ください。

- （1）現在のガス契約を解約することにより、現在お客様がご契約されている会社の料金プランでご契約することができない可能性があります。
- （2）現在のガス契約を解約することにより、現在お客様がご契約されている会社から解約違約金等を請求される可能性があります。
- （3）現在のガス契約においてポイント等の特典がある場合には解約に伴い当該特典が失効する可能性があります。
- （4）現在のガス契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約に伴い、継続利用期間が消滅する可能性があります。
- （5）現在のガス契約を解約することにより、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会出来なくなる可能性があります。

3. ガス供給開始予定日等

- （1）当社はお客様とのガス小売供給契約が成立したときには、ガスの供給開始日を以下のとおりといたします。
イ. 引越し（転入）等の理由で新たにガスの使用を開始する場合は原則としてお客様の希望する日
ロ. 他社から当社へのガス会社の変更により使用を開始する場合は原則として所定の手続きを完了した後に当該導管事業者が定める託送供給約款に基づく定例検針日の翌日
- （2）当社は当社または当該導管事業者の供給準備等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日にガスを供給できな

いことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、改めてお客様と協議のうえ、供給開始日を定めてガスを供給いたします。

4.料金の適用開始の時期

料金は、供給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ供給契約書を作成されたお客様については、お客様の責めとならない理由によって供給が開始されない場合を除き、原則として供給契約書に定められた供給開始日から適用いたします。

5.料金の算定期間

料金の算定期間は、当社が定める検針日（以下「検針日」といいます。）の翌日から次の検針日までの期間といたします。ただし、ガスの供給を開始した場合の料金算定期間は、開始日から次の検針日までの期間（開始日を含みます。）、ガスの供給契約が消滅した場合の料金算定期間は、直前の検針日の翌日から消滅日までの期間（消滅日を含みます。）といたします。

6.ガス使用量の算定

- (1) 当社は、あらかじめ定めた日に毎月一度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。
- (2) 料金の算定期間におけるガス使用量は、当社が行う検針により算定されたガス量といたします。なお、当社は当該導管事業者が定める託送供給約款に基づき行う検針および算定されたガス量を基にガス使用量を算定する場合があります。
- (3) 当社は、ガス使用量を算定したときは、すみやかにそのガス使用量をお客様にお知らせいたします。
- (4) ガスメーターの故障等によってガス量を正しく計量できなかった場合、料金の算定期間におけるガス使用量は、前3ヶ月間もしくは前年同期の同一期間のガス量または取り替えたガスメーターによるガス量その他の事情を基準として、当該導管事業者と当社の協議により定められた値といたします。

7.料金の算定

- (1) ガス料金は、月々のガス使用量により下記料金表の使用量に基づく各表を判定し、基本料金、単位料金を適用して算定いたします。なお、単位料金は原料価格の変動に応じた原料費調整額を加算または減算し算定いたします。
- (2) お客様がガスの使用を開始（もしくは解約）した場合や、契約内容の変更等によりガス料金に変更があった場合は、使用日数に応じて日割計算いたします。
- (3) 料金算定方法、原料費調整額の算定方法等の詳細はガス小売供給約款および料金表「ちょいトク1」をご確認ください。

例：秦野瓦斯株式会社地域における料金表 河原実業株式会社 「ちょいトク1」 秦野瓦斯株式会社地域料金表（消費税込） ※単位料金は1㎡あたりの料金になります。			
	1ヶ月のガス使用料	基本料金	単位料金
A表	0㎡から8㎡まで	¥2,618.00	¥0.00
B表	8㎡をこえ25㎡まで	¥946.00	¥209.00
C表	25㎡をこえ80㎡まで	¥1,646.15	¥180.99
D表	80㎡をこえ255㎡まで	¥2,334.31	¥172.39
E表	255㎡をこえる場合	¥5,938.73	¥158.25

8.料金の支払い義務および支払期限

- (1) お客様の料金の支払義務が発生する日は、お客様ごとに当社が定例検針日を考慮してガス料金を請求する日としてあらかじめ定めた日（以下「支払義務発生日」といいます。）といたします。
- (2) お客様は、料金を支払期日までに支払うものといたします。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日）の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。

9.割引・キャンペーンの適用

お申込み感謝割引：2026年3月31日までにお申込みいただいたお客さまにつきましては、供給開始後6回目検針分のガス料金（税込み）より1,000円を割引きます。

でんきスタート得々割引：別添の割引プランに関する重要事項説明によります。

※当社が実施する割引・キャンペーンにつきましては、事前の予告無くサービス内容の変更またはサービスを終了する場合がございます。

※本項目の詳細並びに本項目に記載されていない割引プランに関しましては、別添の割引プランに関する重要事項説明書をご確認ください。

※複数の割引プランをお申込みされる場合、お申込みされたプランごとの割引が適応されます。

※既に当社の各種割引サービスを提供させていただいているお客さまに関しましては、本項目の条件を満たさない場合がございます。

※期中解約金は、サービスごとの契約条項に準じるものとします。

10.料金その他の支払方法

- (1) 料金については、口座振替あるいはクレジットカード払いあるいはコンビニエンスストア払いのうち、お申し込み時に指定いただいた方法でのお支払いとなります。なお、新たに口座振替又はクレジットカードでのお支払いを希望された場合、手続きが完了するまではコンビニエンスストア払いで発行される払込み用紙でのお支払いとなります。
- (2) お客様が料金を口座振替、クレジットカード払いにより支払われる場合を除き、当社は原則として、コンビニエンスストア払いについての請求書発行に係る手数料等（振込用紙の発行手数料等）これに伴い要する費用に相当する金額として 330 円/回（税込み）を申し受けます。ガス料金とあわせて請求いたします。
- (3) お客様は料金を、支払義務の発生した順序で支払うものいたします。
- (4) 工事費、工事負担金、設備負担金およびその他については、当社が指定した金融機関等を通じて支払うものいたします。

11.供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

供給ガスにおける熱量、圧力および燃焼性は次のとおりとし、ガスの種類は 13A です。13A とされているガス器具が適合いたします。

(1) 熱	量	標準熱量	45 メガジュール	最低熱量	44 メガジュール
(2) 圧	力	最高圧力	2.5 キロパスカル	最低圧力	1.0 キロパスカル
(3) 燃	焼	最高燃焼速度	47	最低燃焼速度	35
		最高ウォッペ指数	57.8	最低ウォッペ指数	52.7

12.需要場所への立入

お客様は、当社または当該導管事業者が、次の業務を実施するため、お客様の土地および建物に立ち入らせていただくことがあることについて、正当な事由がない限り、承諾するものいたします。なお、係員は、お客様の求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 周知および調査のための業務
- (2) 供給の開始、供給の制限等の解除、供給契約の消滅または解約等により必要な措置
- (3) 当社または当該導管事業者が実施する検針業務
- (4) 当該導管事業者が実施する託送約款に定める業務（検査、供給施設の設計・施工・維持管理・メーター取替等）
- (5) その他ガス小売供給約款によって、供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または保安上必要な業務

13.供給の制限等

お客様は供給の制限等について、次の事項を承諾するものいたします。

- (1) 当社または当該導管事業者は次のいずれかに該当する場合には、ガスの供給の制限、中止または停止をさせていただくことがあります。その際は必要に応じて、その旨をお知らせいたします。ただし、緊急の場合にはこの限りではありません。
 - イ.災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - ロ.ガス工作物に故障が生じた場合または点検、修理、取替等のため必要がある場合
 - ハ.ガス漏れまたはガスの不完全燃焼等による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - 二.保安上またはガスの安定供給上必要と認めた場合
 - ホ.その他託送約款等で定められた事項に該当する場合
- (2) 当社または当該導管事業者は次のいずれかに該当する場合には、ガスの供給の制限、中止または停止をさせていただきます。
 - イ.お客様が 12.（需要場所への立入）に掲げる作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合
 - ロ.お客様が、ガス工作物を故意または過失により損傷または失われた場合
 - ハ.お客様が、20（供給施設の保安責任）から 22（お客様の責任）の保安に係る協力または責任の規定に違反した場合
 - (3) 当社はお客様が次のいずれかに該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。その際は、あらかじめその旨を予告いたします。
 - イ.支払期日を経過してもなお料金のお支払いが無い場合
 - ロ.当社と他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金についてイの事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合

ハ.その他当社のガス小売供給約款に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合

- (4) (1) または (2) によって、供給の制限、中止または停止したことによるお客様からの問い合わせ等に対しては、当社が対応いたします。
- (5) (1) または (2) によってお客様が損害を受けた場合には、当該導管事業者の責に帰すべき事由がないときは、当該導管事業者はその賠償の責任を負いません。
- (6) (1)、(2) または (3) によって、お客様が損害を受けた場合には、当社の責に帰すべき事由がないときは、当社はその賠償の責任を負いません。また、(2) または (3) によって、当社が損害を受けた場合には、その損害を賠償していただきます。

14.供給の制限等の解除

- (1) 13. (1) または (2) によって供給の制限、中止または停止をした場合において、その理由となった事実が解消された場合には、すみやかに制限、中止または停止の解除をいたします。
- (2) 13. (3) によって供給を停止した場合において、お客様が次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認出来た場合には、すみやかにガスの供給を再開いたします。

イ.13. (3) イによって供給を停止したときは、支払期日が到来した全ての料金を支払われた場合

ロ.13. (3) ロによって供給を停止したときは、当社とその他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払期日が到来した全ての料金を支払われた場合

ハ.13. (2) または (3) ハによって供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ当社に対して支払を要することとなった債務を支払われた場合

- (3) 13. (2) または (3) によって供給の制限、中止または停止をした場合において、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客様またはお客様の代理人に立ち会っていただきます。

15.お客様からの申し出によるガス小売供給契約の変更・解除

- (1) お客様からガス小売供給契約変更を申し出られた場合、その変更は翌月以降の検針日から適用いたします。
- (2) 転居等によりガス小売供給契約を解除する際は、あらかじめ当社までガス使用終了日を通知していただきます。

16.当社からの申し出によるガス小売供給契約の変更・解除

- (1) お客様が、次のいずれかに該当する場合には、ガス小売供給契約を当社から解除することがあります。

イ.料金を支払期日が経過してもなお当社の指定した期日までにお支払いいただけない場合

ロ.ガス小売供給契約以外の契約の料金および料金以外の債務の支払期日が経過してもなお当社の指定した期日までにお支払いいただけない場合

ハ.お客様の責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけない場合

二.その他ガス小売供給約款の規定に違反し、その旨を警告しても改めていただけない場合

- (2) 当社からガス小売供給契約を解除させていただくときは、あらかじめ文書等で解除日を通知いたします。

17.供給契約消滅後の債権債務関係

ガス小売供給契約期間中の料金その他の債権債務は、供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

18.ガス工事

- (1) ガス工事は、当社または当該導管事業者に申し込んでいただき、当該導管事業者が施工いたします。ただし、当該導管事業者が託送約款等で定める一定の工事は、当該導管事業者の承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。
- (2) 内管およびガス栓はお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (3) お客様のために設置されている遮断装置は、原則としてお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (4) ガスメーターは、当該導管事業者のものを設置し、これに要する工事費は、お客様に負担していただきます。
- (5) お客様所有の供給施設の修繕費はお客様に負担していただき、当該導管事業者所有の供給施設の修繕費は、当該導管事業者が負担することを原則といたします。
- (6) お客様の申込みによりお客様のために設置される整圧器ならびに昇圧供給装置はお客様の負担で設置していただきます。
- (7) その他ガス工事に関する事項については、託送約款等によります。

19.工事費の支払および精算

当社が当該導管事業者から、託送約款に基づき、お客様へのガスの供給に伴うガス工事等に係る工事費、工事負担金、設備負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、お客様は、その金額を当社が定める日までに当社に支払うものいたします。また、当該導管事業者から工事終了後、工事費、工事負担金または設備負担金等の精算を受けた場合は、当社は工事費、工事負担金等をすみやかに精算するものいたします。

20.供給施設の保安責任

お客様は、供給施設の保安責任について、次の事項を承諾するものいたします。

- (1) 内管及びガス栓はお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、お客様の資産となる供給施設については、お客様の責任において管理していただきます。
- (2) 当該導管事業者は、ガス事業法令に定めるところにより、(1) の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (3) 当該導管事業者は、ガス事業法令に定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客様の承諾をえて検査いたします。なお、当該導管事業者は、その検査の結果をすみやかにお客様にお知らせいたします。
- (4) お客様が当該導管事業者の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、当該導管事業者は賠償の責任を負いません。

21.保安に関するお客様の協力

- (1) お客様は、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止し、当社または当該導管事業者へ通知していただきます。この場合、当社または当該導管事業者は、直ちに適切な措置をとります。
- (2) 当社または当該導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等をお客様にさせていただく場合があります。なお、その方法は、当社または当該導管事業者がお知らせいたします。供給または状態が復旧しないときは、(1) の場合に準じて当社または当該導管事業者へ通知していただきます。
- (3) お客様は、20. (供給施設の保安責任) (3) のお知らせを受けた時は、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社または当該導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内または建物内に設置した供給施設、消費機器について修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、または使用を中止していただくことがあります。
- (5) お客様が当社または当該導管事業者の承諾なしに供給施設を変更し、または供給施設もしくは託送約款等に定めるガスの性状等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) お客様は当該導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当社および当該導管事業者は、必要に応じてお客様の敷地内の供給施設の管理等について、お客様と協議させていただくことがあります。

22.お客様の責任

- (1) お客様は、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該導管事業者の指定する場所に当該導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客様の所有とし、その設置に要する費用をお客様に負担していただきます。
- (2) お客様は、昇圧供給装置を使用する場合には、託送約款等に掲げる条件を遵守していただきます。
- (3) お客様は、ガス事業法第 62 条において、お客様の責務として所有・占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
 - イ.お客様は当該導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - ロ.仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客様は、保安業務に協力しなければならないこと
 - ハ.改修等の命令が発出されたにもかかわらず、お客様が保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共安全の確保上特に重要なものであるときは、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること

23.供給施設等の検査

お客様は、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客様のために設置されるガス遮断装置または整圧器等がガス事業法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該導管事業者へ請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法に定める基準に適合しているかどうかに係わず検査料はお客様に負担していただきます。

24.周知および調査義務

- (1) 当社は、お客様に対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等を通じて、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内設置された不完全燃焼防止装置のついていない風呂釜、湯沸かし器等のガス機器について、お客様の承諾をえて、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客様にガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかった場合に生ずべき結果をお知らせいたします。また、お客様は、調査の結果を当社が当該導管事業者に通ずることについて、承諾するものといたします。
- (3) 当社は、(2) のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法で定めるところにより、再び調査いたします。

25.消費段階におけるガス事故の報告

消費段階におけるガス事故が発生した場合、当該導管事業者が事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて、承諾していただきます。

26.託送供給契約消滅後の関係

当該導管事業者は、託送供給約款（託送供給契約消滅後の関係）に定めるとおり、ガスメーター等当該導管事業者所有の供給施設を、設置場所の所有者または占有者の承諾をえて、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

27.その他、各種手続き、お問い合わせ

当社は、ガス小売供給約款および料金表を変更することがあります。この場合にはあらかじめ変更後の内容をお知らせいたします。契約の締結後にガス小売供給契約を変更する場合やこの書面に記載のない事項の取扱いは営業所またはホームページで河原実業株式会社ガス小売供給約款に定める最新の供給条件により確認することが出来ます。

ガス小売供給契約の内容の変更、解除の手続き、お問い合わせは、申込書の契約担当（問い合わせ先）までご連絡ください。

28.個人情報の取扱いについて

当社は、個人情報保護法その他の関係法令を遵守し、お客さま情報を適切に取り扱います。個人情報の利用目的は、当社のホームページでも案内しておりますのでそちらもあわせてご確認ください。

ホームページ URL ： <https://www.kawahara-jitsugyou.com>